



こんにちは
真さま……

長い冬はまず清掃から

十月十二日から秋の大掃除です

ことしは、秋の大掃除の時期です。まもなく長い冬の生活に入りますが、市では十月十二日から二十一日までを「秋の環境衛生強調旬間」として、秋の大掃除を呼びかけています。

いつも掃除をしているから清潔だといえませんが、いつかは手の届かないところ、家のまわりの掃除はこの秋の大掃除でやってみましょう。

とくに、いつも手の届かない家の中、家具などを動かしてみますと、ホコリがたまっていたり、ねずみの穴などがあるものです。こうしたかたずけておくに入る前にかたずけておきたいものです。

このほか、とかく忘れがちな物置、納屋の清掃、共同井戸の清掃、不用のボスターはがしなどもぜひしておきたいところです。

なお、市ではこの期間中毎日の目標をたてました。みなさまのご協力をお願いします。

- 十九日 害虫駆除の日
- 二十日 街路清掃の日
- 二十一日 街中きれいな日
- 大掃除の日
 - △十二日 大町、港町△十三日 本町、明元町△十四日 幸町、宮園町△十五日 錦町、旭町△十六日 寿町、沖見町△十七日 見晴町、開運町△十八日 栄町、末広町△十九日 元町、船場町、春日町入口△二十日 千鳥町、花園町、五十嵐町△二十一日 野本町、住之江町、南町、高砂町

テレビなど受信料の免除範囲を広く

身障家庭のラジオ、テレビの受信料が免除されることは、ご存じのことと思いますが、このほか、さらにこの範囲が拡大されました。この改正は、次のようになっていますが、該当する方は、福祉事務所にご相談の上、免除申請書を出してください。

- ① 貧困の世帯にある身体障害者
- ② 聴覚障害者
- ③ 視覚障害者
- ④ 貧困と認められない世帯にある聴覚障害者については、いままでなんの免除措置もありませんでしたが、こんどは、視覚障害者と同じ取扱いを受けることができます。

いまだに、こんどは、受信契約者が身体障害者でなくても、貧困な世帯の中に身体障害者がいれば全額免除となる。

③ 視覚障害者
いままでは、貧困と認められない世帯にある視覚障害者については、みずから受信契約者となる場合に限り、ラジオの全額免除の取扱いを受けていましたが、こんどは、受信契約者が視覚障害者でなくても、当該世帯の中に視覚障害者がいればラジオの全額免除となり、さらに、受信契約者が世帯主で視覚障害者であるときは、テレビの半額免除となる。

④ 聴覚障害者
貧困と認められない世帯にある聴覚障害者については、いままでなんの免除措置もありませんでしたが、こんどは、視覚障害者と同じ取扱いを受けることができます。

本秋からカラー放送と札幌テレビの受信可能



十月一日から、NHKのカラー放送と、札幌テレビの完全受信ができることになり、電波の谷間といわれた留萌地方も、萌地方も、これで解消されることになりました。

NHKでは、この秋の東京オリンピックを目標に北海道地方のカラー放送を決め、NHK札幌放送局がこの電波を出すことになりました。これに伴い留萌の受信が可能になったのです。

留萌サテライト局は、札幌の電波を受けて放送していることと、開局工事の際カラー放送を予想して、その設備を作っていたため、放送を受信できるわけです。

なお、カラー放送は、現在の白黒受信機では受信できません。アンテナも、正確に留萌局の電波を受信できる方向に向けまないと、鮮明なカラー放送を楽しむ

まちから暗やみをなくしよう

街灯設置に市から補助金

暗い夜道は、とかく犯罪の場所になりやすいもの。とくに、これからの季節は、こうした犯罪が多くなります。

犯罪は、暗やみで起こりがちです。まず街路を明るくすることが必要です。留萌市は、昨年防犯都市として、全国表彰を受けました。

留萌地区防犯協会連合会（会長原田栄一）が、いろいろと進めてきた防犯活動が表彰されたものですが、名実ともに犯罪のない都市にするには、まずわたしたち市民ひとりひとりの協力にかかっています。

犯人が身をひそめるヤミをなくし、住宅でも家のまわりを照明で明るくしておけば、泥棒は明るみに身をさらすことを嫌って寄りつかなくすることも必要です。

このようなことから、市では街路灯を設置するよう奨励するため、補助金を出すことにしています。

隣近所ご相談の上、街灯を設置してください。

補助金は 補助金は三分の一まで
新設して 今後維持してゆく団体に対し、予算の範囲内で、その設置費の三分の一以内を交付します。

街路灯の構造は 灯柱や灯器は集团的に設置する場合は、材質、形状及び色彩の異なるものでもかまいません。

設置の場所 道路に設置する場合は、歩道に歩道線石から灯柱まで三メートルの間隔があり、三メートルの間隔が二メートル以上あること。

補助金の決定 算書を添え市長に提出しなければならぬ。

補助金の交付 書類審査の上決め、市長の指定する日に交付する。なお、次のような場合は補助金の決定を取り消し、補助金の全部もしくは一部を返還させる。

- ① 不正に補助を受けたとき
- ② 補助金を補助の目的以外に使用したとき
- ③ そのほか、市長の指示に違反したと認められたとき

広報案内

国民年金保険料の納付組職を作りましょう。

設立事務費として、組合費ひとり三十円と、年内納付額の三割の報償金が支給されます。

くわしいことは、市役所国民年金係にご相談ください。

共同募金にご協力を

十月一日から、赤い羽根のたすけあい共同募金が始まります。

みなさまのご協力です。お年よりや、こどもたちのための福祉施設や、生活に困っている家庭の援護などのために大きなはたらきをしています。そのほか

にも敬老会の仕事や老人クラブの遊びや農繁期の季節保育所をつくるなど、わたしたちの住む町や村の福祉活動をいっそうさかんにする社会福祉協議会活動のためにも使われています。

赤い羽根は、社会福祉の仕事をみんなで参加したるしです。

どうぞご協力をお願いします。

工事の完了は、完了届を提出し、取支精



「困った」というよりもまず相談
市民相談室 あなたをお待っています

「市民相談室」が、六月一日から設けられました。

この市民相談室は、一階正面玄関を入って右側の市民室の側に新しく作られ、相談室には専任の係があなたの相談をお待っています。

市民相談室は、市政に対する苦情、要望、意見なども、いままで以上に市政に反映して行こうと設けられたものです。

いままで、市民の声を、市民課市民係が取り扱っていましたが、市民係は他の窓口も持つようになったので、四月の機構改革では、市民課の中に市民相談係を設け

て、専門的にこの声を取り扱うことになった。市民相談室の開設によって、一層受け入れ態勢が整ったことになりました。

市民相談室には、来庁された相談者には、来庁された相談者には、お気遣い相談できるように、他人から見えないように一つの部屋にし、さらに奥にはしきりをつけた相談室が設けられています。

相談は、来庁のほか、電話、手紙でも受け付けています。市政に対する苦情、要望、意見などのほか、生活のいろいろな相談も受けることは、相談をお待っています。